

精神障害者医療費助成

受給者証の交付を受けるには・・・

- 要件は、○大竹市に住民登録をしている人（住所地特例者を除く）
 - 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている人。ただし、65歳以上の方は後期高齢者医療制度への加入が必要です。
 - 対象者ならびに対象者と生計同一関係にある扶養義務者全員の所得が基準額以下の人
- ※大竹市の要件は、精神障害者保健福祉手帳の1級になります。
- ※扶養義務者とは、配偶者、子、孫、その他の直系親族および兄弟姉妹のことをいいます。

【基準額】

本人		扶養義務者等	
扶養親族等の数	基準額	扶養親族等の数	基準額
0 人	1,695,000円	0 人	6,287,000円
1 人	2,075,000円	1 人	6,536,000円
2 人	2,455,000円	2 人	6,749,000円
3 人	2,835,000円	3 人	6,962,000円
※扶養親族が1人増すごとに380,000円加算		※扶養親族が1人増すごとに213,000円加算	

【控除対象】

本人	扶養義務者等
<ul style="list-style-type: none"> ■障害者控除 ■特別障害者控除 ■寡婦、寡夫、勤労学生控除 ■特別寡婦控除 ■配偶者特別控除 ■雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除 ■肉用牛の売却による事業所得に係る地方税の課税特例 ■社会保険料（実費） 	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者控除 ■特別障害者控除 ■寡婦、寡夫、勤労学生控除 ■特別寡婦控除 ■配偶者特別控除 ■雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除 ■肉用牛の売却による事業所得に係る地方税の課税特例 ■80,000円（社会保険料相当額として控除） ■低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除

※本人：老人扶養親族10万円加算、特定扶養親族25万円加算、控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）25万円加算

※扶養親族：老人扶養親族6万円加算

※公共事業による土地収用については、特別控除前の額が所得額となります。

■申請場所は、大竹市役所保健医療課

■申請に必要なものは、

- 対象者の健康保険証
- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証（精神通院）
- 「精神障害者医療費受給資格認定（更新）申請書」※申請書は市役所または各支所にもあります。
- 個人番号確認書類（通知カードなど）

医療費の助成範囲は・・・

助成開始は、①精神障害者保健福祉手帳の有効期間内で自立支援医療受給者証の有効期間の始期が重複する日の属する月の初日

②精神障害者保健福祉手帳の始期が自立支援医療受給者証の有効期間内と重複する日の属する月の初日

助成額は、

$$\boxed{\text{助成額}} = \boxed{\text{自己負担割合に基づく保険適用の対象医療費}} - \boxed{\text{保険給付費
高額療養費
公的給付等}} - \boxed{\text{一部負担金}}$$

(注意) 入院、200床以上の病院の紹介なし初診料は対象となりません。
付加給付がある場合は、その額を除きます。

「一部負担金」は、医療機関ごとに1日200円（ただし、医科と歯科は別）まで。調剤は無料。
ひと月当たり、4日（最高800円）までは本人または保護者の方に負担していただきます。

なお、県外の医療機関で受診された場合、精神障害者医療費受給者証は使用できませんので、その際は、保険診療（自己負担分）に対する医療費をお支払いの上、後日、医療費の支給申請をしてください。

【医療費支給申請（償還払分）に必要なもの】※申請書は市役所または各支所にあります。

- 領収書（保険点数等の記載があるもの）の原本
- 本人名義の預金通帳（受給者が15歳未満の場合は保護者）
- 受給対象者の健康保険証
- 精神障害者医療費受給者証
- 個人番号確認書類（通知カードなど）